

大臣官房人事課の内部組織に関する細則

平成30年7月31日適用

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）及び厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）に定めるもののほか、大臣官房人事課の内部組織を次のとおり定め、平成30年7月31日から適用する。

1. 組織の名称、数又は定数

組 織 課等の名称	課長補佐又 は室長補佐 の定数	専 門 官		班		係		主査の 定 数
		名 称	定 数	数	名 称	数	名 称	
人事課	20	栄典専門官	1	4 <内4>	(庶務班)	1	庶務係	8
		人事管理調整専門官	1			1	人事管理調整係	1
		任用専門官 (企画専門官)	1 (内1) <内1>			2	栄典第一係 栄典第二係	2
		給与専門官 人事評価専門官	1 (内1)> 2		(任用班)	6	任用総括係 任用第一係 任用第二係 任用第三係 人事評価第一係 人事評価第二係	7
		研修専門官	1		(企画班)	3 <内1>	企画第一係 企画第二係 (企画調整係)	3
					(給与班)	2	給与係 職員情報管理係	1
						2	職員第一係 職員第二係	1
						1	研修補償係	1
		調整専門官	5			10	調整専門官	
						28 <内1>		24

(注) 併任の官職(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする職)を下記の記号で示す。

専門官、班長、係長 ()=名称、<内 >=定数

主 査 <内 >=定数

計 <内 >

2. 事務分担表

課長補佐等	係等の名称		所掌事務
課長補佐(総括)			1. 課の事務を総括すること。
課長補佐(法令)(2)			1. 次の事務に関し、課の事務を整理すること。 ア 国会に関すること。 イ 総合職職員等の採用、人事、研修に関するこ ト。 ウ 厚生労働省の内部組織及び職員の定員に関するこ と。
課長補佐(3)			1. 人事課の所掌事務に関する特定事項に関し、人事課長が特に命ずる事務に関するこ と。
課長補佐(庶務)	庶務班(併)	庶務係 主査(8)	1. 大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、官房長、医務技監、総括審議官(国際・国会)及び人事課長の官印並びに省印を管守すること。 2. 課員の人事、給与、福利厚生、共済関係事務、表彰及び研修に関するこ と。 3. 課の文書の收受に関するこ と。 4. 課の予算の編成及び執行並びに物品に関するこ と。 5. 旅行命令等に関するこ と。 6. 退職手当の支給手続に関するこ と。 7. 人事課で退職した者の退職金、共済年金及び叙位・叙 勲(死没含む)の内申等に関するこ と。 8. 前各号に掲げるものの他、課の事務で他係の所管に属 しないもの。
課長補佐(人事管理調整) 任用専門官		人事管理調 整係 主査	1. 厚生労働省の人事管理に関し、企画及び調整を行うこ と。 2. 厚生労働省の女性職員の採用・登用の拡大に関し、総 合的企画及び調整を行うこ と。 3. 厚生労働省職員の仕事と生活の調和の推進に関し、総 合的企画及び調整を行うこ と。 4. 厚生労働省の障害者雇用の推進に関し、総合的企画及 び調整を行うこ と。
課長補佐(任用総括) 人事管理調整 専門官	任用班(併)	任用総括係 主査	1. 厚生労働省職員の任免の総括に関するこ と。 2. 幹部職員の適格性審査に関するこ と。 3. 幹部職員の任免に関するこ と。 4. 厚生労働省所管の独立行政法人等役員の任免の総括に 関するこ と。 5. 厚生労働省所管の審議会委員等の任免の総括に関する こ と。 6. 内閣総務官室及び内閣人事局との連絡調整に関する こ と。(他係に属するものを除く)
課長補佐(任用1)		任用第一係 主査(5)	1. 任免及び給与の決定に関するこ と(担当部局に係るもの) 2. 人事記録に関するこ と(担当部局に係るもの) 3. 独立行政法人等役員の任免に関するこ と(担当部局に 係るもの) 4. 審議会委員等の任免に関するこ と(担当部局に係るもの)
課長補佐(任用2・3)		任用第二係 主査	1. 任免に関するこ と(担当部局に係るもの) 2. 人事記録に関するこ と(担当部局に係るもの)
		任用第三係	1. 給与の決定に関するこ と(担当部局に係るもの)

課長補佐等	係等の名称		所掌事務
人事評価専門官(2)(うち併1)		人事評価第一係 人事評価第二係	1. 人事評価制度（職員の任免及び給与の決定における人事評価の運用を含む。）に関する事。 2. 施設等機関及び地方支分部局における人事評価制度（職員の任免及び給与の決定における人事評価の運用を含む。）に関する事。 3. 人事評価確定後の調査等の保管（評語管理システムの電子情報を含む）に関する事。
課長補佐(企画) 企画専門官(併)	企画班(併)	企画第一係 企画第二係 主査(3)	1. 厚生労働省の組織及び定員に関する事。
		企画調整係(併)	1. 特定事項に関し企画及び調整を行うこと並びに法令的な事項の連絡調整に関する事。
課長補佐(給与) 給与専門官	給与班(併)	給与係 主査	1. 職員の給与制度に関する事。 2. 級別定数及び職員の諸手当に関する事。 3. 職員の退職手当制度に関する事。 4. 人事統計報告に関する事。 5. 厚生労働省の入件費予算の調整に関する事。
課長補佐(職員情報管理)		職員情報管理係	1. 人事・給与システムに関する総合的企画、運用及び連絡調整を行う事。 2. 人事・給与システムを利用する職員に対する運用支援及び研修に関する事。
課長補佐(職員1)		職員第一係 主査	1. 人事管理に関し、調査し、研究すること。 2. 職員の分限、懲戒及び服務に関する事。 3. 職員の国家公務員倫理法に関する事。 4. 旧厚生省職員に係る審査請求、行政措置要求、訴訟に関する事。
課長補佐(職員2)		職員第二係	1. 職員団体に関する事。 2. 職員に係る管理職員等に関する事。 3. 職員の勤務時間及び休暇に関する事。 4. 旧労働省職員に係る審査請求、行政措置要求、訴訟に関する事。 5. 職員の退職管理に関する事。
課長補佐(研修補償) 研修専門官		研修補償係 主査	1. 職員の災害補償に関する事。
課長補佐(栄典) 栄典専門官		栄典第一係 栄典第二係 主査(2)	1. 職員の研修に関する事（人事給与システムを利用する職員等に対するものを除く。）。
課長補佐(2) 調整専門官(5)		調整専門官(10)	1. 特定事項に関し厚生労働省職員の女性職員活躍・ワークライフバランス推進を図るための支援等に関する事。

3. 再任用短時間勤務職員の職名、定数等

課等の名称	職名	定数	所掌事務
人事課	給与・栄典専門官	1	1. 職員の給与制度に関すること。 2. 級別定数及び職員の諸手当に関すること。 3. 職員の退職手当制度に関すること。 4. 人事統計報告に関すること。 5. 厚生労働省の人員費予算の調整に関すること。 6. 人事・給与システムに関する総合的企画、運用及び連絡調整を行うこと。 7. 人事・給与システムを利用する職員に対する運用支援及び研修に関すること。 8. 栄典の推薦及び伝達の実施に関すること。 9. 表彰及び儀式に関すること。 10. 厚生労働省職員表彰規程に関すること。
	任用専門官	1	1. 職員の任免及び給与の決定に関すること。 2. 職員の人事記録に関すること。 3. 厚生労働省所管の独立行政法人等役員の任免に関すること。 4. 厚生労働省所管の審議会委員等の任免に関すること。 5. 厚生労働省の障害者雇用の推進に関すること。
計		2	

大臣官房総務課の内部組織に関する細則

平成30年7月31日適用

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）及び厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）に定めるところによるほか、大臣官房総務課の内部組織を次のとおり定め、平成30年7月31日から適用する。

1. 組織の名称、数又は定数

組 織 課等の名称	課長補佐又 は室長補佐 の定数	専 門 官		班		係		主査の 定 数
		名 称	定 数	数	名 称	数	名 称	
総務課	5			1	調整連絡班	1	調整連絡係	
						6	総務係 涉外調整係 総括審査係 法令審査第一係 法令審査第二係 業務改善推進係	2
情報公開文書室	1	情報専門官	1	3 <内1>	公開第一班	2	公開第一係 公開第二係	
		情報公開専門官 個人情報保護専門官	2 1		公開第二班	2	公開第三係 公開第四係	
					(公文班)	2	文書係 記録係	
広報室	2	技術広報専門官 (広報推進専門官) 広報分析専門官	1 1 <内1> 1			5	総務係 報道係 放送係 広報係 広聴係	
[法務室]		(法務指導官)	6 <内6>					
[国会連絡室]	1	(国会連絡調整官)	1 <内1>	1	国会班	2	国会第一係 国会第二係	8 <内6>
[わかりやすい広報指導室]	1 <内1>	情報コミュニケーション専門官 コミュニケーション専門官	1 3			1 <内1>	(調整係)	
[エネルギー対策室]		(エネルギー専門官)	1 <内1>			1 <内1>	(エネルギー対策 調整係)	
[行政相談室]	1	苦情相談・公益通報専門官	1			1	相談係	
[審理室]	1	総括審理専門官 審理専門官	1 2			1 <内1>	(調整係)	
計	12 <内1>			23 <内9>	5 <内1>		24 <内3>	
								10 <内6>

(注)併任の官職(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする職)を下記の記号で示す。

室 長 []

補 佐 <内 >

専門官・班長・係長 ()=名称、<内 >=定数

主 査 <内 >

計 <内 >

事務分担表
[大臣官房総務課]

課長補佐等	係等の名称		所掌事務
課長補佐(総括)	調整連絡班	調整連絡係	1 省内各部局及び国会連絡室との連絡調整に関すること。 2 国会答弁に関する事務の連絡調整に関すること。 3 国会議事録その他の国会関係資料の収集及び整理に関するこ と。 4 公文書類(法令案を除く。)の審査に関する総合調整に関するこ ること(別に定めるものに限る。)。 5 公務員記章の管理に関するこ
課長補佐(総務)		総務係	1 課の事務の連絡調整に関するこ 2 課の人事、給与、予算、会計及び物品管理に関するこ 3 課の文書の接受、発送、編集及び保管に関するこ 4 旧公益法人の指導監督に関するこ 5 前各号に掲げるもののほか、課の事務で他の主管に属さない もの。
		主査	主査は、総務係の所掌事務の一部を分掌する
課長補佐(管理)		涉外調整係	陳情の調整及び処理に関するこ
課長補佐(審査)		総括審査係	1 法令案その他の公文書類の審査及び進達を行うこと(法令審 査第一係及び法令審査第二係の所掌に属するものを除く。)。 2 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する総合調整に 関すること。 3 官報掲載に関するこ 4 国会法(昭和22年法律第79号)に基づく請願に関するこ 5 閣議手続きに関するこ 6 内閣官房及び内閣法制局との連絡調整に関するこ(法令審 査第一係及び法令審査第二係の所掌に属するものを除く。)。 7 法令協議その他各府省との連絡調整に関するこ(法令審査 第一係及び法令審査第二係の所掌に属するものを除く。)。 8 法令関係資料の収集及び整理に関するこ(法令審査第一係 及び法令審査第二係の所掌に属するものを除く。)。 9 審査委員及び政策調整委員に関するこ 10 訴訟に関する連絡調整等に関するこ
		法令審査第一係	1 法令案その他の公文書類の審査及び進達を行うこと(別に定 めるものに限る。)。 2 内閣官房及び内閣法制局との連絡調整に関するこ(別に定 めるものに限る。)。 3 法令協議その他各府省との連絡調整に関するこ(別に定め るものに限る。)。 4 法令関係資料の収集及び整理に関するこ(別に定めるもの に限る。)。
		法令審査第二係	1 法令案その他の公文書類の審査及び進達を行うこと(別に定 めるものに限る。)。 2 内閣官房及び内閣法制局との連絡調整に関するこ(別に定 めるものに限る。)。 3 法令協議その他各府省との連絡調整に関するこ(別に定め るものに限る。)。 4 法令関係資料の収集及び整理に関するこ(別に定めるもの に限る。)。 5 行政改革に関するこ
		主査	主査は、総括審査係、法令審査第一係及び法令審査第二係の所 掌事務の一部を分掌する。
課長補佐(行政改革推進担当)		業務改善推進係	1 行政改革の推進及び当該行政改革に関する施策の実施に関する連絡調整に関するこ 2 業務改善に関するこ 3 事務処理方式の改善に関するこ

【情報公開文書室】

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	公開第一班	1 行政文書(「電磁的記録」を除く。以下この係に関する規定において同じ。)の開示等に係る相談及び質疑等に関する事。 2 行政文書の開示請求の受付等に関する事。 3 行政文書の開示決定等に係る不服申立に関する事。 4 行政文書の開示決定に基づく行政文書の開示の実施に関する事。 5 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の施行に係る省内の総合調整に関する事。 6 室の事務の総括及び連絡調整に関する事。 7 室の庶務及び文書の收受発送に関する事。 8 室の予算の編成、執行及び決算並びに会計及び物品管理に関する事。 9 その他、室の事務で他の係に属さない事項に関する事。
	公開第二係	行政文書(「電磁的記録」に限る。)について、公開第一係の所掌事務のうち、1から4に掲げるものを所掌する。
	公開第二班	1 行政文書の開示審査基準及び事務処理指針に関する事。 2 行政文書の請求処理及び行政文書の管理方策に係る研修の実施に関する事。 3 行政文書ファイル管理簿及び行政文書分類基準表に関する事。
	公開第四係	
	公文班 (併)	1 行政文書管理システム及び個人情報保護システムに係る運用・改善等に関する事。 2 情報公開法に係る総務省への施行状況の報告等に関する事。 3 国民へのインターネット等による情報提供に関する事。
情報専門官		1 公文書の接受、発送に関する事。 2 公文書書式、様式及び文書管理に関する事。 3 郵便料金計算器の管理及び郵便類の出納保管に関する事。 4 各部局文書取扱責任者との連絡調整に関する事。
情報公開専門官 (2)		1 情報公開法の施行に伴う各省庁との連絡調整に関する事。 2 行政文書の請求処理及び行政文書の管理方策に係る研修等の企画立案に関する事。 3 情報公開法に係る情報公開・個人情報保護審査会との連絡等不服申立てへの対応に関する事。 4 情報公開法に係る訴訟への対応に関する事。
個人情報保護専門官		
		1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)の施行に伴う各省庁との連絡調整に関する事。 2 行政機関個人情報保護法の施行に関する省内の総合調整に関する事。 3 保有個人情報の請求処理及び保有個人情報の管理方策に係る研修等の企画立案に関する事。 4 保有個人情報の開示審査基準及び個人情報保護管理規定に関する事。 5 保有個人情報の開示等に係る相談、質疑等に関する事。 6 その他行政機関個人情報保護法の施行に係る室の事務で他の係に属さない事項に関する事。

【広報室】

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐 (総務・報道)	総務係	1 室の事務の総括及び連絡調整に関する事。 2 室の庶務及び文書の收受発送に関する事。 3 室の予算の編成、執行及び決算並びに会計及び物品管理に関する事。 4 広報戦略会議及び広報委員会に関する事。 5 厚生労働省名義使用許可等に関する事。 6 厚生労働大臣表彰の審査に関する事。 7 厚生労働省シンボルマークに関する事。 8 その他、室の事務で他の係に属さない事項に関する事。
	報道係	1 省内の報道関係事項の連絡・調整に関する事。 2 記者発表資料等の整理保存に関する事。 3 記者会見に関する事。 4 係の所掌事務に係る予算の要求、調整に関する事。 5 大臣等の取材依頼に関する事。 6 記者クラブに関する事。
室長補佐 (放送広報広聴)	放送係	1 政府広報の連絡・調整に関する事。 2 係の所掌事務に係る予算の要求、調整に関する事。 3 係の所掌事務に係る広報委員会分科会に関する事。 4 厚生労働省動画チャンネル、フォトレポート、政策レポートに関する事。
	広報係	1 厚生労働省の広報誌に関する事。 2 医療功労賞に関する事。 3 特殊切手発行希望の連絡・調整に関する事。 4 係の所掌事務に係る予算の要求、調整に関する事。 5 係の所掌事務に係る広報委員会分科会に関する事。 6 国の広報印刷物への広告掲載に関する事。 7 厚生労働省パンフレットの作成に関する事。 8 子ども観が開見学デーに関する事。 9 小中学生社会科見学に関する事。
	広聴係	1 厚生労働行政モニター制度に関する事。 2 厚生労働省ホームページに関する事。 3 国政モニターに関する事。 4 世論調査に関する事。 5 係の所掌事務に係る予算の要求、調整に関する事。 6 係の所掌事務に係る広報委員会分科会に関する事。
技術広報専門官		保健・医療関係等専門知識を要する分野に関する事。
広報推進専門官 (併)		厚生労働省の広報の推進に関する事。
広報分析専門官		1 厚生労働省の広報効果等の分析・評価に関する事。 2 厚生労働省の所掌事務に関する戦略的広報の支援・調整に関する事。 3 国民との対話の場の設置のための調整に関する事。 4 広報に関する研修の企画・立案に関する事。

【法務室】

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
法務指導官 (6(うち併6))		1 厚生労働省の所掌事務に関する争訟の統一かつ適正な処理に関する事。 2 厚生労働省の所掌事務に関する法令案の作成に関する必要な助言その他の援助に関する事。

【国会連絡室】

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐(国会)	国会班 主査(5(うち併4))	1 国会事務局及び各政党と本省との連絡調整に関する事項（国会第二係の所掌に属するものを除く。） 2 国会各機関の情報収集及び本省に対する連絡に関する事項（国会第二係の所掌に属するものを除く。） 3 国会関係資料の作成及び調査に関する事項（国会第二係の所掌に属するものを除く。） 4 国会連絡室の運営に関する事項。
		国会第一係の所掌事務のうち、1及び2に掲げるものを分掌する。
		1 国会事務局及び各政党と本省との連絡調整に関する事項（別に定めるものに限る。） 2 国会各機関の情報収集及び本省に対する連絡に関する事項（別に定めるものに限る。） 3 国会関係資料の作成及び調査に関する事項（別に定めるものに限る。）。
		国会第二係の所掌事務のうち、1及び2に掲げるものを分掌する。
国会連絡調整官(併)		国会連絡室の事務に関する重要事項の調整に関する事項。

【分かりやすい広報指導室】

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐(併)	調整係(併)	1 分かりやすい広報指導室の所掌事務に係る省内各部局との連絡調整に関する事項。 2 前号に掲げるもののほか、室の事務で他の所掌に属さない事項。
総括コミュニケーション専門官		外部への情報提供に係る指導及び助言の総括に関する事項。
コミュニケーション専門官(3)		外部への情報提供に係る指導及び助言に関する事項。

【エネルギー対策室】

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
エネルギー専門官(併)	エネルギー対策調整係(併)	エネルギー対策の総合的な企画及び立案並びに調整に関する事項。

【行政相談室】

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	相談係	所管行政に係る相談に応ずること及び質疑、苦情等の処理に関する事項。
苦情相談・公益通報専門官		1 所管行政に係る相談、質疑、苦情等（以下、「行政相談」という。）のうち、専門性を要する相談に関する事項。 2 行政相談の分析を行い、処理の改善に係る企画及び立案に関する事項。 3 外部の労働者からの公益通報に係る関係部局及び関係機関等との連絡調整に関する事項。 4 外部の労働者からの公益通報に係る相談又は通報を受け付ける窓口に関する事項。

【審理室】

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	調整係(併)	1 室の事務の連絡調整に関すること。 2 審理手続に関すること。 3 その他、室の事務で他の所掌に属さない事項に関すること。
総括審理専門官		室の事務に関する重要事項及び法的事項に関すること。
審理専門官 (2)		1 審理手続に関する事務のうち、専門的事項の処理に関するこ と。 2 審理手続に関する情報の収集に関すること。

大臣官房会計課の内部組織に関する細則

平成30年4月1日適用

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）及び厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）に定めるところによるほか、大臣官房会計課の内部組織を次のとおり定める。

1. 組織の名称、数又は定数

組 織 課等の名称	課長補佐又 は室長補佐 の定数	専 門 官		班		係		主査の 定 数
		名 称	定 数	数	名 称	数	名 称	
会計課	5			5 <内1>	庶務班	3	庶務係 調整係 企画係	3
					地方財政班	1	地方財政係	5
					予算総括班	3	予算第一係 予算第二係 予算第三係	
					予算第一班	1	予算第四係	6
					(予算第二班)	2	予算第五係 予算第六係	2
監査指導室	2	公共調達指導官 調達専門官 会計指導官	1 1 2	1	指導班	2	企画係 指導係	
						3	決算第一係 決算第二係 監査係	
経理室	3	国有財産専門官	1	3 <内1>	契約班	3	契約第一係 契約第二係 契約第三係	
					出納班	4	収入係 支出係 審査係 債権管理係	
					(管財班)	3	国有財産第一係 国有財産第二係 物品管理係	
管理室	1	設備専門官	1	1	管理班	4	管理係 経理係 警備係 設備係	
福利厚生室	3 <内1>	心とからだの健康 づくり対策官	1	1	総務班	4	総務厚生係 宿舎係 医事管理係 健康管理係	
					共済班	6	企画係 年金係 短期係 福祉係 本省第一係 本省第二係	
[施設整備室]	2	營繕専門官	4			2 <内1>	企画調整係 (營繕係)	
計	16 <内1>			11	12 <内2>		41 <内1>	16

(注) 併任の官職（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする職）を下記の記号で示す。

室 長 []

補 佐 <内 >

専 門 官 ・ 班 長 ()=名称、<内 >=定数

主 査 <内 >

計 <内 >

2. 事務分担表

[大臣官房会計課]

課長補佐等	係等の名称		所掌事務
課長補佐 (総括)			1. 課の事務を総括すること。
課長補佐 (企画)	庶務班	庶務係	1. 課の事務の連絡調整に関する事。 2. 官印の保管に関する事。 3. 職員の人事及び給与に関する事。 4. 課の予算編成及び執行の総括に関する事。 5. 物品の供用事務に関する事。 6. 職員の出張命令に関する事。 7. 課内のLANシステムの管理に関する事。 8. 公文書の接受及び発かんに関する事。 9. 行政文書の管理に関する事。 10. 前各号に掲げるもののほか、他の係に属さない事項に関する事。
		調整係	1. 国会関係事務の総括に関する事。 2. 資料要求、資料作成依頼等の窓口及び課内のとりまとめに関する事。 3. 行政事業レビューの総括に関する事。 4. 情報公開に関する事。
		企画係	1. 予算関係等の広報資料の作成に関する事。 2. 国会関係業務に関する事。
		主査 (3)	1. 社会保障財政の企画及び調査分析に関する事。 2. 社会保障財政についての資料作成及び取りまとめに関する事。
地方財政班	地方財政係	地方財政係	1. 補助金等の交付基準の審査に関する事。 2. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく補助金等の交付決定、確定等の審査並びに調査に関する事。 3. 補助金等の支出負担行為の認証に関する事。 4. 地方財政計画についての連絡調整に関する事。 5. 国の特定事業についての他省庁との連絡調整に関する事。 6. 公益補助金の配分等についての連絡調整に関する事。 7. 前各号に掲げるもののほか、補助金等についての連絡調整に関する事。
		主査 (5)	前各号のうち、1号から3号及び6号に関する事。
課長補佐 (予算総括)	予算総括班	予算第一係	1. 予算編成及び執行の総括に関する事。 2. 予算等の企画及び調査分析に関する事。 3. 予算等についての他省庁との連絡調整の総括に関する事。 4. 人件費に係る執行の取りまとめに関する事。 5. 予算等についての資料作成及び取りまとめに関する事（他の係に属さない事項に関するもの。）。
		予算第二係	1. 予算編成及び執行に関する事（担当部局及び歳入予算に係るもの。）。 2. 予算等についての他省庁からの事務連絡のとりまとめに関する事。 3. 予算編成支援システムの管理等に関する事。 4. 人件費に係る予算の取りまとめに関する事。
		予算第三係	1. 予算編成及び執行に関する事（担当部局に係るもの。）。 2. 支出負担行為計画及び支払計画の示達に関する事。 3. 補助金等の前金払又は概算払に関する事。 4. 行政事業レビューの資料作成に関する事。 5. 支出負担行為実施計画に関する事。 6. 予算の移替えに関する事。 7. 予算等についての資料作成及び取りまとめに関する事（各目明細書に係るもの。）。
課長補佐 (予算第一)	予算第一班	予算第四係	1. 予算編成及び執行に関する事（担当部局に係るもの。）。 2. 岁出予算繰越等の承認要求及び繰越済通知に関する事。 3. 財政投融资についての取りまとめ及び連絡調整に関する事。 4. 公共事業の施行状況に関する事。 5. 予算等についての資料作成及び取りまとめに関する事（歳出予算繰越及び国庫債務負担行為等に係るもの。）。
		主査 (6)	予算編成及び執行に関する事（担当部局に係るもの。）。
課長補佐 (予算第二)	予算第二班 (併)	予算第五係	予算編成及び執行に関する事（担当部局に係るもの。）。
		予算第六係	予算編成及び執行に関する事（担当部局に係るもの。）。
		主査 (2)	予算編成及び執行に関する事（担当部局に係るもの。）。

[大臣官房会計課監査指導室]

課長補佐等	係 等 の 名 称		所 掌 事 務
室 長 捜 佐 (総 括)		企 画 係	1. 会計関係法令に係る訓令等の制定及び改廃に関すること。 2. 会計関係法令に基づく通達等の審査及び指導に関すること。 3. 会計機関の設置及び改廃に関すること。 4. 会計事務の委任及び法定受託に関すること。 5. 出納官吏及び予算執行職員等の補助者の任免に関すること。 6. 官庁会計システムに関する事務の総括に関すること。 7. 会計事務職員の研修の総括に関すること。 8. 資料要求、資料作成依頼等の室内取りまとめ及び他の係に属さない資料作成等に関すること。 9. 前各号に掲げるもののほか、監査指導室の所掌で他の係に属さないものに関すること。
		指 導 係	1. 政府調達に関する協定等に関する事務の総括に関すること。 2. 公公需についての中小企業者の受注の機会の確保に関する事務、障害者就労施設からの調達に関する事務及び女性の活躍促進に関する調達の事務の総括に関すること。 3. 競争参加資格者の資格等に関する事務の総括に関すること。 4. 会計事務の機械化等に関する事務（官庁会計システム関係を除く。）の総括に関すること。 5. 電子入札関係事務に関する事務。
		決 算 第 一 係	1. 一般会計及び特別会計に係る決算の総括に関する事務。 2. 一般会計に係る歳入の決算に関する事務。 3. 債権の管理に関する事務の総括に関する事務。
		決 算 第 二 係	1. 一般会計に係る歳出の決算に関する事務。 2. 決算に関する資料の作成及び取りまとめに関する事務。
		監 査 係	1. 会計検査院の決算検査に対する弁明及び事務処理に関する事務。 2. 会計検査院との連絡調整に関する事務。 3. 会計検査及び会計監査に係る各部局との連絡調整に関する事務。 4. 会計事故等の対応に関する事務。 5. 監査事務に係る会計監査官の補佐に関する事務。
公共調達指導官			公共調達委員会に関する事務の総括に関する事務。
調 達 専 門 官			1. 厚生労働省公共調達中央監視委員会の運営に関する事務。 2. 公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行事務に関する事務。 3. 公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行事務に関する事務。 4. 公共調達委員会の運営に関する事務。 5. 一般会計公共調達委員会の運営に関する事務。
会 計 指 導 官 (2)			厚生労働省の所掌に係る一般経費及び委託費の経費削減の指導に関する事務。

[大臣官房会計課経理室]

課長補佐等	係等の名称		所掌事務
室長補佐 (契約)	契約班	契約第一係	1. 支出負担行為事務に関する事務(システム関係、工事関係、役務、賠償償還及払戻金、貢金等。)。 2. アクションプログラム関係事務に関する事務。
		契約第二係	1. 支出負担行為事務に関する事務(印刷製本、運送・保管、貿貸借及び保守(システムを除く。)等。)。 2. 厚生労働本省における官公需についての中小企業者の受注の機会の確保に関する事務。
		契約第三係	1. 支出負担行為事務に関する事務(備品、消耗品、会議費等。)。 2. 競争入札参加資格等に関する事務。
室長補佐 (出納)	出納班	収入係	1. 歳入の徴収及び収納に関する事務。 2. 債権の管理に関する事務(債権管理係の所掌に属するものを除く。)。 3. 収入金、歳出戻入金及び歳入歳出外現金の出納保管に関する事務。 4. 政府保管有価証券の取扱に関する事務。 5. 歳入に関する報告書及び計算書の作成に関する事務。
		支出係	1. 歳出金の支出に関する事務。 2. 前渡資金の出納保管に関する事務。 3. 給与等の支払・返納に関する事務。 4. 所得税、地方税その他法令に定める徴収金等の給与控除並びに払込等に関する事務。
		審査係	1. 支出負担行為の確認に関する事務。 2. 支出決定の決議に関する事務。 3. 資金前渡事務の総括に関する事務。 4. 支出に関する報告書及び計算書の作成に関する事務。 5. 厚生労働本省における会計事務についての電子情報処理に関する事務。 6. 大臣官房会計課公共調査審査会の庶務に関する事務。
		債権管理係	債権の管理に関する事務(滞納債権等の回収が困難な債権に限る。)。
室長補佐 (管財)	管財班 (併)	国有財産第一係	1. 国有財産事務の総括に関する事務。 2. 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の施行事務に関する事務。 3. 国有財産関係法令に基づく省令、訓令及び基本通達の制定並びに改廃に関する事務。
		国有財産第二係	1. 厚生労働省所管一般会計部局の国有財産事務の取りまとめに関する事務。 2. 一般会計に属する国有財産のうち厚生労働本省所属国有財産の管理に関する事務。 3. 国有資産所在市町村交付金及び納付金に関する法律の施行事務に関する事務。
		物品管理係	1. 物品管理事務の総括に関する事務。 2. 一般会計に属する物品のうち厚生労働本省所属物品の管理に関する事務。 3. 国の所有に属する自動車等の交換に関する法律の施行事務に関する事務。 4. 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の施行事務に関する事務。 5. 物品管理関係法令に基づく省令、訓令及び基本通達の制定並びに改廃に関する事務。 6. 環境基本計画に基づく環境配慮の方針のうち物品に係る施行事務に関する事務。 7. 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律の施行事務に関する事務。
国有財産専門官			1. 遊休資産売却に関する事務の総括に関する事務。 2. 厚生労働本省所属の遊休資産の売却に関する事務。

[大臣官房会計課管理室]

課長補佐等	係等の名称		所掌事務
室長補佐	管 理 班	管 理 係	1. 中央合同庁舎第5号館の管理の総括に関する事。 2. 中央合同庁舎第5号館の財産管理に関する事。 3. 白金台分室の維持管理に関する事。 4. 自動車の運行及び維持保全等に関する事。 5. 自動車運転手及び委託自動車運転手の業務管理に関する事。 6. 自動車運転手及び巡視の労務管理に関する事。 7. 入居省庁との連絡調整に関する事。 8. 前各号に掲げるもののほか、管理室の所掌で他の係に属さないものに関する事。
		経理係	1. 中央合同庁舎第5号館の維持管理に係る予算及び執行に関する事。 2. エネルギー供給先省庁との連絡調整に関する事。
		警備係	1. 中央合同庁舎第5号館の防犯、防災その他庁内の取り締まりに関する事。 2. 中央合同庁舎第5号館のセキュリティシステムに関する事。 3. 通行証及び一時通行証の発行・管理に関する事。 4. 巡視及び委託警備員の業務管理に関する事。
		設備係	1. 中央合同庁舎第5号館の電気、機械設備等の維持管理に関する事。 2. 中央合同庁舎第5号館の財産管理（工事）に関する事。 3. 委託清掃員及び委託保守員の業務管理に関する事。
設備専門官			中央合同庁舎第5号館の電気、機械設備等の維持管理の総括に関する事。

[大臣官房会計課福利厚生室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務	
室長補佐 (総務) (うち併任1)	総務班	総務厚生係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 室の事務の連絡調整に関すること。 2. 室員の旅費に関すること。 3. 室の予算の執行に関すること。 4. 厚生労働省共済組合職員の人事に関すること。 5. 室の公文書の接受、発かん及び法令集等の保管整理に関すること。 6. 職員の福利厚生（健康管理係に属する事項を除く。）に関すること。 7. 児童手当法に基づく認定及び支給事務の総括に関すること。 8. 勤労者財産形成促進法に基づく貯蓄事務の総括に関すること。 9. 個人型確定拠出年金の制度周知に関すること。 10. 福利厚生施設の運営及び管理に関すること。 11. 厚生労働省5号館保育室の運営及び管理に関すること。 12. 前各号に掲げるもののほか、福利厚生室の所掌で他の係に属さないものに関すること。
		宿舎係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 国家公務員宿舎法に基づく厚生労働省所管宿舎の設置要求に関すること。 2. 厚生労働省所管宿舎の宿舎事務の指導、監督に関すること。 3. 厚生労働本省職員のための宿舎の設置及び維持管理に関すること。
		医事管理係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省霞が関診療所の管理運営に関すること。 2. 厚生労働省共済組合厚生労働本省支部の医療経理に関すること。
		健康管理係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 人事院規則のうち職員の保健及び安全保持に関する事務に関すること。 2. 人事院規則に基づく職員の健康管理事業の実施に関すること。 3. その他職員の保健に関すること。
室長補佐 (共済)	共済班	企画係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省共済組合に係る事務の総括に関すること。 2. 国家公務員共済組合に係る関係法令の解釈並びに定款等の改正に関すること。 3. 厚生労働省共済組合運営審議会に関すること。 4. 厚生労働省共済組合の事業計画及び予算並びに決算の総括に関すること。 5. 厚生労働省共済組合の余裕資金の運用に関すること。 6. 国家公務員共済組合事務連絡協議会に関すること。 7. 共済組合連盟に関すること。 8. 共済組合広報の編集・発行に関すること。 9. 厚生労働省共済組合職員の給与に関すること。 10. 前各号に掲げるもののほか、他の係に属さない共済組合に関すること。
		年金係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 長期給付事務に関すること。 2. 退職者の恩給に関すること。 3. 標準報酬等の通知事務に関すること。
		短期係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 短期及び業務経理に関すること。 2. 国家公務員共済組合国庫負担金に関すること。 3. 国家公務員共済組合連合会が行う共同事業に関すること。
		福祉係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 保健、医療、貯金、貸付及び財形経理に関すること。 2. 厚生労働省共済組合の斡旋事業に関すること。
		本省第一係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省共済組合厚生労働本省支部に係る事務の総括に関すること。 2. 厚生労働省共済組合厚生労働本省支部の短期及び業務経理に関すること。 3. その他厚生労働省共済組合厚生労働本省支部に関すること。
		本省第二係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省共済組合厚生労働本省支部の保健、貸付及び財形経理に関すること。 2. その他厚生労働省共済組合厚生労働本省支部（本省第一係の所掌に属するものを除く。）に関すること。
心とからだの健康づくり対策官			厚生労働省職員の心とからだの健康づくりに関する企画・立案に関すること。

[大臣官房会計課施設整備室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐 (企画)	企画調整係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 室の事務を統轄すること。 2. 他省庁営繕関係部局との連絡調整に関すること。 3. 営繕関係予算の執行計画に関すること。 4. 営繕関係に係る各種通達の作成並びに各部局への技術支援、指導等に関すること。 5. 営繕関係の協議等に関すること。 6. 営繕関係職員に係る人事の企画調整に関すること。 7. 前各号に掲げるもののほか、他の係に属さない事項に関すること。
室長補佐 (営繕)	営繕係 (併)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 施設整備の審査及び設計等の調整に関すること。 2. 施設の建築及び電気・機械設備に係る設計、工事費の積算、技術支援、及び指導監督に関すること。 3. 工事監理及び検査並びに技術指導に関すること。 4. 各種技術的基準、指針等の策定に関すること。 5. 各種建築及び電気・機械設備に係る統計業務及び資料収集整理に関すること。 6. 営繕関係連絡会議に関すること。
営繕専門官 (4)		<ul style="list-style-type: none"> 1. 施設の建築及び電気・機械設備に係る設計調査研究、技術的基準及び指針等の策定に関すること。 2. 建築設計図書の作成、工事監理及び検査並びに技術支援、指導に関すること。

大臣官房地方課の内部組織に関する細則

平成29年4月1日適用

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）及び厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）に定めるところによるほか、大臣官房地方課の内部組織を次のとおり定め、平成29年4月1日から適用する。

1. 組織の名称、数又は定数

組織 課等の名称	補佐の 定数	専門官		係		主査の 定数	専門スタッフ職	
		名 称	定 数	数	名 称		名 称	定数
地方課	5	職員管理専門官 (情報公開専門官)	1 1	10 <内4>	(管理係) (管理第二係) (情報システム係)		業務改善分析官	1
		個人情報保護専門官	1 <内1>		企画係 人事・給与第一係 人事・給与第二係 (人事・給与第三係) 総務係 予算係 施設係			
[地方厚生局 管理室]	2			3	企画調整係 管理係 経理係	3 <内1>		
[地方支分部局法 令遵守室]	3 <内3>	中央総務指導官	2 <内1>	2 <内1>	総務指導第一係 (総務指導第二係)	1 <内1>		
計	10 <内3>			5 <内2>	15 <内5>		4 <内2>	1

(注) 併任の官職（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする職）を下記の記号で示す。

室長 ----- []

補佐 ----- <内 >

専門官・係長 ----- () = 名称、<内 > = 定数

計 ----- <内 >

2. 事務分担表
[大臣官房地方課]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐	企画係	1 都道府県労働局における所掌事務の総合調整等に関し、総合的監督を行うこと。 2 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）の業務に関する省内の総合調整に関すること。 3 本省の施策を都道府県労働局を通じて周知徹底させること。 4 法令業務（法令解釈、法令協議、質問主意書を含む。）に関すること 5 施策に関する取りまとめ等に関すること
	管理係＜併＞	1 都道府県労働局（管下機関を含む。以下同じ。）の機構及び定員に関すること。 2 都道府県労働局の新人事制度の運用に係る事務に関すること。
課長補佐	管理第二係＜併＞	1 都道府県労働局の運営に関し、総合的監督を行うこと（係、情報システム係、中央総務指導官及び総務指導第一係の所掌に属するものを除く。）。 2 都道府県労働局の職員の教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。
	情報システム係 ＜併＞	労働局共働支援システムの運用等に係る都道府県労働局への総合的な監督・指導に関すること。
情報公開専門官 ＜併＞		1 都道府県労働局の保有する行政文書の管理方策及び開示請求処理に係る企画立案に関すること。 2 情報公開法の施行に伴う都道府県労働局との連絡調整に関すること。
個人情報保護専門官		1 都道府県労働局の保有する個人情報の管理方策及び開示等請求処理に係る企画立案に関すること。 2 個人情報保護法の施行に伴う都道府県労働局との連絡調整に関すること。
課長補佐	人事・給与第一係	都道府県労働局の基準系統職員の人事に関する事務（職員管理対策に係るものを除く。）の取りまとめに関すること。
	人事・給与第三係 ＜併＞	都道府県労働局の均等系統職員の人事に関する事務（職員管理対策に係るものを除く。）の取りまとめに関すること。
課長補佐	人事・給与第二係	都道府県労働局の安定系統職員の人事に関する事務（職員管理対策に係るものを除く。）の取りまとめに関すること。
課長補佐	総務係	1 課内の庶務・経理に関すること。 2 国会の情報収集及び取りまとめに関すること。 3 その他他の係に属さないこと。
	予算係	1 都道府県労働局の経費の概算の調整及び配賦に関すること（業務管理係の所掌に属するものを除く。）。 2 都道府県労働局の物品に関する事務の取りまとめに関すること。
	施設係	都道府県労働局所属の行政財産に関する事務の取りまとめに関すること。

職員管理専門官		1 都道府県労働局の職員管理対策についての企画調整に関すること。 2 職員団体（労働関係）に関する情報の収集に関すること。
業務改善分析官		1 都道府県労働局の業務の運営状況を分析し、その改善を図るための方策の企画・立案の支援に関すること。 2 地方課の所掌事務に関する特定事項に関し、官房長が命ずる事務に関すること。

[地方厚生局管理室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	企画調整係	1 地方厚生局の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。 2 本省の施策を地方厚生局を通じて周知徹底させること。 3 1～2に掲げるものの他、地方厚生局に関することで他の所掌に属しないもの。
	管理係	1 地方厚生局の職員の人事、教養、訓練及び福利厚生に関する事務の取りまとめに関すること。 2 地方厚生局の機構及び定員に関すること。
	主査	1 地方厚生局に対する監督事務のうち、一般的（各部局に共通的）な事項に関するものを行うこと。 2 厚生関係の地方情勢の調査に関すること。
	主査<併>	1 地方厚生局の職員の人事管理に関すること。 2 地方厚生局の職員の給与に関すること。
室長補佐	経理係	1 地方厚生局の経費の概算の調整及び配賦を行うこと。 2 地方厚生局所属の財産及び物品に関する事務の取りまとめに関すること。
	主査	1 地方厚生局の予算編成に関すること。 2 地方厚生局の支出負担行為計画及び支払計画の示達の取りまとめに関すること。

[地方支分部局法令遵守室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐 <併>	総務指導第一係	1 都道府県労働局の会計事務及び給与・諸手当の支給事務に係る指導に関すること（中央総務指導官の所掌に属するものを除く。）。 2 都道府県労働局の法令違反に係る通報の処理に関すること。 3 都道府県労働局の職員に対する法令の遵守に係る研修に関すること。
室長補佐 2 <併 2 >	総務指導第二係 <併>	1 地方厚生局の会計事務に係る指導に関すること。 2 地方厚生局の法令違反に係る通報の処理に関すること。 3 地方厚生局の職員に対する法令の遵守に係る研修に関すること。

	主査<併>	1 地方厚生局の職員の給与・諸手当の支給事務に係る指導に関すること。
中央総務指導官 2<併1>		1 都道府県労働局の会計事務及び給与・諸手当の支給事務の適正化・効率化に関すること。 2 都道府県労働局における内部監査に関すること。 3 地方支分部局法令遵守委員会の運営に関すること。

3. 再任用短時間勤務職員の職名、定数等

課等の名称	係等の名称	定数	所掌事務
大臣官房地方課	中央総務指導官	1	1 都道府県労働局の会計事務及び給与・諸手当の支給事務の適性化・効率化に関するとの補助。 2 都道府県労働局における内部監査に関するとの補助 3 地方支分部局法令遵守委員会の運営に関するとの補助。
	労働局情報システム管理専門官	1	1 労働局共働支援システムの運用等に係る都道府県労働局への総合的な監督・指導に関するとの補助。 2 都道府県労働局の保有する個人情報の管理方策及び開示等請求処理に係る企画立案に関するとの補助。 3 個人情報保護法の施行に伴う都道府県労働局との連絡調整に関するとの補助。 4 都道府県労働局の保有する行政文書の管理方策及び開示請求処理に係る企画立案に関するとの補助。 5 情報公開法の施行に伴う都道府県労働局との連絡調整に関するとの補助。
計		2	

大臣官房国際課の内部組織に関する細則

平成30年10月1日適用

厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)及び厚生労働省の内部組織に関する訓令(平成13年厚生労働省訓令第1号)に定めるところによるほか、大臣官房国際課の内部組織を次のとおり定め、平成30年10月1日から適用する。

1. 組織の名称、数又は定数

組織 課等の名称	課長補佐又 は室長補佐 の定数	専門官		班		係		主査の 定数	専門スタッフ	
		名 称	定 数	数	名 称	数	名 称		名 称	定 数
国際課	11 <内6>	国際専門官 海外情報専門官	1 1	1 <内1>	(庶務班)	1	庶務係	1 <内1>	経済協定交渉研究官	1
国際保健・協力室	5 <内5>	国際協力専門官 国際機関専門官	4 1			3 <内1>	国際保健機関係 開発協力第一係 (派遣・研修第一係)	1		
国際労働・協力室	5 <内4>	国際条約専門官 経済協定専門官 経済連携交渉専門官 労働条項推進専門官	1 1 1 1			5 <内1>	国際労働第一係 国際労働第二係 開発協力第二係 対外経済係 (派遣・研修第二係)	1		
計	21 <内15>		11	1 <内1>		16 <内2>		3 <内1>		1

(注) 併任の官職(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする職)を下記の記号で示す。

室 長 []

補 佐 <内 >

専門官・班長 係長・専
門 職 ()=名称、<内 >=定数

主 査 <内 >

計 <内 >

事務分担表
[国際課]

課長補佐等	係等の名称		所掌事務
課長補佐(総括)			<ul style="list-style-type: none"> ・国際課の業務及び国際機関への派遣人事等に関し総括すること ・国会関係業務に関し総括すること ・本課、各室の業務に関し調整すること ・課内事務分掌に關すること（新規事項の割振りに係る事項を含む。）
課長補佐 (課長補佐) (課長補佐)	庶務班長 (併)	庶務係 主査(併)	<ul style="list-style-type: none"> ・官印の管理に関すること ・文書(公電を含む。)の接受、発送等に関すること ・人事、給与、福利厚生その他庶務に関すること ・組織・定員要求に係る事務等に関すること ・職員の海外渡航、海外出張の事務等に関すること ・大臣官房職員の海外出張に係る外務省への便宜供与依頼に関すること（他の所掌に属するものを除く。） ・国際課の事務（国会関係業務を含む。）の連絡調整に関すること ・総括審議官等の管理職の日程管理に関すること ・情報公開に関すること（他の所掌に属するものを除く。）
課長補佐	予算係		<ul style="list-style-type: none"> ・課の予算のとりまとめ、会計及びその他経理一般に関すること ・職員の海外出張の経理等に関すること（国際課の予算による出張に限る。）
課長補佐 (課長補佐)			<ul style="list-style-type: none"> ・国際課の政策の企画・立案・調整・評価に関すること ・法令業務（法令解釈、法令協議、質問主意書を含む。）に関すること ・多国間の大蔵会合等の総合調整に関すること ・国際連合及びその専門機関・組織（WHO、ILO、UNAIDS、FAOを除く。）に関すること ・その他、他の係に属さないこと
課長補佐			<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が担当する国際経済に関する事務の総括に関すること
(課長補佐) 国際専門官	国際経済機関係		<ul style="list-style-type: none"> ・OECD諸会議に関すること ・OECD拠出金等に関すること ・IMFのコンサルテーションに関すること ・所掌する国際機関・組織の日本人職員の人事に関すること
(課長補佐)	交流調整係		<ul style="list-style-type: none"> ・労働政策分野政労使交流（日韓、日独、日豪、日EU）に関すること ・社会保障政策政府間交流（日北欧、日豪、日加）に関すること ・多国間協議、二国間協議及び協定に関すること（他の所掌に属するものを除く。） ・その他の二国間交流に関すること（他の所掌に係るものを除く。） ・領事協議、ワーキングホリデー制度に関すること
(課長補佐) 海外情報専門官	海外情報係		<ul style="list-style-type: none"> ・海外情報係及び海外広報係の企画係及び庶務係等との連絡及び海外情報係及び海外広報係の連絡調整に関すること ・海外情報係及び海外広報係の資料管理の総括に関すること（刊行物の購入業務を含む。） ・在京アタッシェ会議に関すること ・季刊海外情勢報告の編集に関すること ・「海外情勢報告」（白書）の編集に関すること
経済協定交渉研究官	海外広報係		<ul style="list-style-type: none"> ・海外情報係及び海外広報係の予算、新政策に関すること ・月例海外情勢報告の編集に関すること ・英語版厚生労働省ホームページの企画・更新に関すること ・厚生労働省英文パンフレット編集に関すること ・諸外国報道機関への対応に関すること ・公信・公電に関すること（他の所掌に属するものを除く。）

[国際課国際保健・協力室]

(室長補佐) (室長補佐) 国際機関専門官	国際保健機関関係 主査	<ul style="list-style-type: none"> ・国際課が担当する科学技術に関する施策の総合的企画及び調整を行うこと ・WHOの総会、執行理事会及び地域委員会に関すること ・WHO関係の憲章、条約等に関すること ・その他WHOに関すること（WHOフェロー受入研修に係るものを除く。） ・国際がん研究機関に関すること ・国連合同エイズ計画(UNAIDS)に関すること ・世界エイズ・結核・マラリア対策基金に関すること ・Stop TBに関すること ・TDR（熱帯病研修研究）に関すること ・その他国際保健機関の活動に関すること ・上記機関及び活動に係る財政（分担金、拠出金を含む）に関すること ・上記機関及び活動の日本人職員の人事に関すること ・多国間の大臣会合等に関すること（国際保健分野に関するものに限る） ・国際課が担当する厚生科学研究費に関すること
(室長補佐) (室長補佐) (室長補佐) 国際協力専門官 国際協力専門官 国際協力専門官 国際協力専門官	開発協力第一係	<ul style="list-style-type: none"> ・政府開発援助予算のとりまとめに関すること ・経済協力に関する政府の会議、審議会（対外経済協力関係閣僚会議、技術協力関係省庁連絡会議、対外経済協力審議会、海外交流審議会等）に関すること（国際労働・協力室の所掌に属するものを除く） ・国際協力に係る二国間協議・協定、多国間協議（国際協力を主たる内容とするものを含む。）に関すること（国際労働・協力室の所掌に属するものを除く） ・国際技術協力に係る調査研究に関すること（国際労働・協力室の所掌に属するものを除く） ・JICAに係る省内調整に関すること（国際労働・協力室の所掌に属するものを除く。） ・APECに関すること及びASEANに関すること（保健・社会福祉に関するものに限る。） ・国際保健・協力室としての企画係、庶務係等との連絡及び室内の連絡調整に関すること
	(派遣・研修第一係)	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA関連業務のうちプロジェクト方式技術協力、運営審議会、チーム・リーダー会議、受入研修（派遣専門家のカウンターパート研修を含む。）等に関すること（国際労働・協力室の所掌に属するものを除く） ・政府開発援助（個別事業に限る。）の実施に関する関係省庁との連絡調整に関すること（国際労働・協力室の所掌に属するものを除く） ・厚生労働省が政府開発援助として実施する研修に関すること（国際労働・協力室の所掌に属するものを除く） ・WHOフェロー受入研修に係る調整に関すること（国際労働・協力室の所掌に属するものを除く）

[国際課国際労働・協力室]

(室長補佐) (室長補佐) 国際条約専門官	国際労働第一係	<ul style="list-style-type: none"> ・ I L O 条約・勧告の現状報告、年次報告及び国会報告に関すること ・ 結社の自由委員会に関すること ・ I L O への提訴に関すること ・ I L O 条約その他国際機関条約（人権関係条約で I L O 条約との関係があるものに限る。）及びその批准に関すること ・ 多国間の大臣会合等に関すること（労働分野に関するものに限る）
	国際労働第二係	<ul style="list-style-type: none"> ・ I L O 総会、理事会に関すること（技術議題を含む。） ・ I L O 諸会議に関すること（マルチ・バイ協力で行うものであってドナーとして出席するものを除く。） ・ I L O の機構改革に関すること ・ I L O 分担金に関すること ・ I L O 日本人職員の人事に関すること（マルチ・バイ協力関係業務従事者に関するものを除く。） ・ I S S A に係る日本年金機構及び原局との文書の取次ぎに関すること
(室長補佐) 労働条項推進専門官	開発協力第二係	<ul style="list-style-type: none"> ・ I L O マルチ・バイ・プログラムに関すること ・ I L O 諸会議に関すること（マルチ・バイ協力で行うものであってドナーとして出席するものに限る。） ・ I L O 日本人職員の人事に関すること（マルチ・バイ関係業務従事者に関するものに限る。） ・ SKILL S ・ A P に係る省内調整に関すること ・ ASEAN 労使関係政労使セミナー事業、国際労働関係事業（労働指導者の招聘）に関すること ・ 労働分野の経済協力に関する政府の会議、審議会（対外経済協力関係閣僚会議、技術協力関係省庁連絡会議、対外経済協力審議会、海外交流審議会等）に関すること ・ 労働分野の国際協力に係る二国間協議・協定、多国間協議（国際協力を主たる内容とするものを含む。）に関すること ・ 労働分野の国際技術協力に係る調査研究に関すること ・ 労働分野における J I C A に係る省内調整に関すること（他の所掌に属するものを除く。）
	(派遣・研修第二係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働分野における J I C A 関連業務のうちプロジェクト方式技術協力、運営審議会、チーム・リーダー会議、受入研修（派遣専門家のカウンターパート研修を含む。）等に関すること ・ 労働分野における政府開発援助（個別事業に限る。）の実施に関する関係省庁との連絡調整に関すること ・ 労働分野において厚生労働省が政府開発援助として実施する研修に関すること
室長補佐 (室長補佐) 経済協定専門官	対外経済係 主査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済協定（WTO、T P P 、経済連携協定（E P A ）、投資協定等）に関すること ・ 経済協議に関すること（他の所掌に属するものを除く。） ・ 対外経済問題に関し統括すること ・ 国際労働・協力室としての企画係、庶務係等との連絡及び室内の連絡調整に関すること
経済連携交渉専門官		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済連携協定に関すること

大臣官房厚生科学課の内部組織に関する細則

平成30年10月1日適用

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）及び厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）に定めるところによるほか、大臣官房厚生科学課の内部組織を次のとおり定め、平成30年10月1日から適用する。

1. 組織の名称、数又は定数

(注) 1. 併任の官職(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする職)を下記の記号で示す。

室長・・・[]

補佐・・・< >

係長・・・() =名称、<内 >=定数

計...<内>

2. 科学技術調整官3~4人のうち1人を主任科学技術調整官とすることができる。

2. 事務分担表
【大臣官房厚生科学課】

課長補佐等	係等の名称		所掌事務
課長補佐（総括）		1. 課の事務の総括に関すること。	
	庶務班	庶務係 (併任)	1. 課の事務の庶務及び連絡調整に関すること。 2. 人事、給与、旅費、庁費及び福利厚生に関すること。 3. 文書の接受、発送等に関すること。 4. その他課の事務で他の係の所掌に属さないもの。
課長補佐		経理係	1. 国立試験研究機関の予算決算及び経理に関すること。 2. 国立試験研究機関の国有財産、物品管理に関すること。 3. 国立試験研究機関の設備・施設整備に関すること。
		指導係	1. 国立試験研究機関及び国立医療機関等の間の連絡調整に関すること。 2. 国立試験研究機関の職員団体に関すること。 3. 国立試験研究機関の組織等に関すること。
課長補佐（併）		国立研究開発法人運営管理係 (併任)	1. 国立研究開発法人審議会の運営に係る庶務に関すること。 2. 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「基盤健栄研」という）及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）における中長期目標に関すること。 3. 基盤健栄研及びAMEDにおける中長期計画の認可に関すること。 4. 基盤健栄研及びAMEDの理事長及び監事に係る任免に関すること。 5. 基盤健栄研及びAMEDの財務諸表に関すること。 6. 厚生科学審議会の運営及びその他科学技術に関する会議の運営に係る庶務に関すること。 7. 前各号に掲げるもののほか、医薬健栄研及びAMEDの理事長の所掌事務で他の所掌に属さないものに関すること。
課長補佐		企画係	1. 国立試験研究機関等の組織及び事務、事業の点検、改善に関すること。 2. 公益法人の指導、助成に関すること。 3. 厚生科学課における訴訟事務に関すること。 4. 厚生科学課における法令事務に関すること。
課長補佐4人 (うち併任3人)		研究助成係	1. 厚生労働科学研究事業に係る補助に關し総括すること。 2. 厚生科学技術振興関係予算の連絡調整に関すること。 3. その他科学技術に関する予算に係る他省庁との連絡調整に関すること。 4. 府省共通研究開発管理システムに関すること。 5. 厚生労働科学研究のデータベースに関すること。 6. 研究開発管理業務の業務・システム最適化に関すること。 7. 基盤健栄研及びAMEDにおける交付金の算定及び要求に関すること。 8. 基盤健栄研及びAMEDにおける交付金の執行及び調整に関すること。 9. 他省庁一括計上予算の連絡調整に関すること。
		研究推進係	1. 適正な研究事業を推進するための調査・指導及び関係部局との調整に関すること。 2. 適正な研究事業を推進するための会議等の開催に関すること。 3. 適正な研究事業を推進するための研修の企画立案に関すること。
		情報企画係	1. 基盤健栄研及びAMEDにおける評価に係る連絡調整に関すること。 2. 厚生科学に関する基本的かつ総合的な企画に関すること。 3. 科学技術に関する各種情報システムの調査及び総合調整に関すること。 4. 日米医学協力に関すること。 5. 遺伝子治療臨床実施計画に関すること。 6. 研究の評価及び研究評価方法等のガイドラインに関すること。 7. ヒトゲノム遺伝子治療研究・疫学研究のための倫理指針に関すること。 8. その他科学技術に関する関係省庁との連絡調整に関することで他の所掌に属さないものに関すること。

課長補佐 2人 (うち併任 1人)	監視・評価 調整係 (併任)	1. 医薬品等監視・評価組織の事務の総括及び連絡調整に関する事。 2. 医薬品等監視・評価組織に係る予算編成及び執行に関する事。 3. 前各号に掲げるほか、事務局の事務で他の主管に属さないもの。
	主 査	1. 医薬品等監視・評価組織の運営に関する事。 2. 医薬品等監視・評価に必要な副作用等報告及び措置状況の整理に関する事。 3. 医薬品等監視・評価組織が行う医薬行政関係通知の見直し等の提言・勧告に係る事務に関する事。
バイオテクノロジ ー専門官		1. 各係の所管に属する事務に係る技術的専門的事項に関する事。 2. DNA関連技術の保健・医療分野への応用に関する事。 3. 官民共同研究による基礎技術開発研究事業の技術的専門的事項に関する事。 4. 基盤技術開発研究に係る関係省庁との技術的専門的事項の連絡調整に関する事。 5. バイオテクノロジーに係る国内、国外の連絡調整に関する事。 6. リサーチ・リソースバンク（細胞・遺伝子銀行）に関する事。
研究事業推進専門 官 2人 (うち併任 1人)		1. 厚生労働科学研究費補助金の適正執行に係る調査、指導に関する事。 2. 厚生労働科学研究費補助金の適正執行に係る研修の実施に関する事。
研究事業調査官		1. 厚生労働科学研究費等の配分を受ける機関における研究費の管理及び監査等の状況の確認及び評価に関する事。 2. 厚生労働科学研究費等の配分を受ける機関における研究費に係る不適切事案の是正に関する事。
医薬品監視・評価 専門官		1. 医薬品等監視・評価に係る陳情の対応に関する事。 2. 医薬品等監視・評価に係る医薬品企業、医療機関、関係団体等に対する調査に関する事。 3. 医薬品等監視・評価に係る内外の医薬品行政機関に対する調査に関する事。 4. 医薬品等監視・評価に係る国民からの意見の取りまとめ及び調整に関する事。
科学技術調整官 3 4人 (併任)		1. 厚生労働省組織令第 26 条に規定する事務のうち、疾病の予防及び治療に関する研究その他厚生労働省の所掌事務に関する科学技術に関する事務の総括に関する事のうち、重要な施策の総合的企画及び調整（健康危機管理に関するものを除く。）に関する事。

【大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室】

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	健康危機管理対策調整係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 室内の事務に係る連絡調整に関すること。 2. 厚生労働省健康危機管理調整会議事務局に関すること。 3. 厚生労働省健康危機管理基本指針の作成、実施及び見直しに関するこ と。 4. 健康危機管理担当部局等から提出された健康危機情報及び当該情報に 係る対応についての情報交換、評価分析に関すること。 5. 健康危機管理業務に従事する職員を対象とした危機管理意識を高める ための研修に関すること。 6. 対応部局が定まらない場合、若しくは複数の部局による総合的な対応 が必要な場合等における健康被害の状況等の情報の整理、応援体制、対 策本部の設置等に関すること。
	原子力災害対策調整係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 原子力災害対策に係る他省庁との連絡調整に関すること。 2. 原子力災害に関する会議の調整事務に関すること。 3. 原子力被災者支援に関する調整業務に関すること。
	主査(併任)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 健康危機管理に係るテロ対策に関する省内関係部局との連絡調整に関 すること。 2. 健康危機管理に係るテロ対策に関する厚生労働省における政府初動体 制のための緊急参集及び健康被害等に係るフォローアップ等に関するこ と。
室長補佐	災害対策調整係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省災害対策連絡調整会議及び災害対策本部の事務に関する こと。 2. 厚生労働省国民保護連絡会議及び国民保護対策本部の事務に関する こと。 3. 災害の被害状況及び対応状況の取りまとめに関すること。 4. 災害対策及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する 法律に関する関係省庁及び関係機関等との調整に関すること。 5. 総合防災訓練等の各種防災訓練の実施に関すること。 6. 災害関係の電算機器の管理に関すること。
室長補佐(併任)	管理係(併任)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省健康危機管理調整会議の意見交換に基づき、健康危機管理 担当部局長等に対して行う要請に関すること。
	情報係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 健康危機管理担当部局等から提出された健康危機情報及び当該情報に 係る対応についての情報交換、評価分析に関すること。
健康危機管理調整官3人(うち併任2人)		<ul style="list-style-type: none"> 1. 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事態への対処に関する事務のうち、総合的企画及び調整に関 すること。
国際健康危機管理調整官		<ul style="list-style-type: none"> 1. 国内外の健康危機管理に関する情報の収集・提供等の調整に関するこ と。 厚生労働省健康危機管理調整会議等の決定等に基づく対策の効果の確認・ 再評価に関すること。 内閣安全保障・危機管理関係省庁との連絡会議に関すること。 生物テロ対策会議及び保健担当閣僚会合等の調整事務に関すること。 天然痘ワクチン接種のための体制整備に関する調整業務に関するこ と。
原子力災害対策調整官		<ul style="list-style-type: none"> 1. 原子力災害対策に係る関係省庁との技術的・専門的連絡調整に関する こと。 2. 原子力災害対策本部の対応に関すること。 3. 放射線に関する科学的知見の収集・提供等の調整に関すること。

健康危機管理対策 推進専門官			1. 健康危機管理対策医薬品の配備指針に関すること。 2. 健康危機管理対策医薬品の確保に関すること。 3. 健康危機管理に係るリスクコミュニケーション・クライシスコミュニケーションに関すること。 4. 健康危機管理に係る訓練の実施・評価に関すること。
健康危険情報分析 官			1. 国内外の健康危険情報の分析調査及び調整に関すること。 2. 世界健康安全保障イニシアティブの共同プロジェクトの実施に係る調整に関すること。